

育児における保護者のニーズと 現代社会の実情について

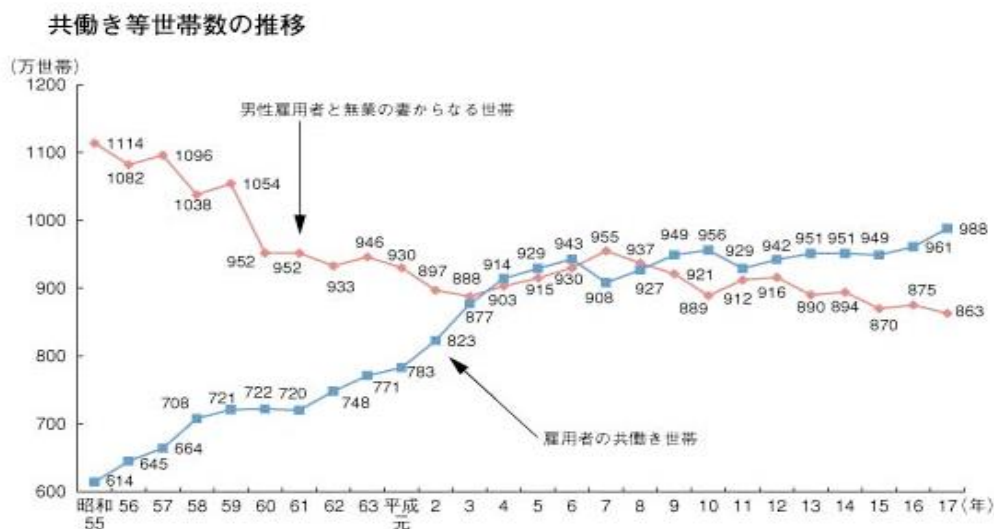
世利 依子 田中 理恵
中村学園大学短期大学部幼児保育学科

概要

子どもを持つ親の誰もが『我が子を自分の手で大切に育てたい』と思うであろう。しかし、現代では女性の社会進出を含めて共働きをする家庭が多く、子どもと一緒に過ごす時間や教育に費やす時間が減少し、保護者の力だけでは育児に専念出来ない状況となっている。このような保護者の実態に應える為、幼稚園・保育所・企業託児所等の様々な保育施設および産休・育児休業制度等の育児サービスが提供・活用され、加えて、最近では幼保一元化の動きが強まり、認定子ども園等の新しい施設も誕生することにより、保護者は多くの人々の援助によって育児と仕事を両立できる環境が整いはじめていると考えられている。しかしながら、施設利用条件や待機児童等、日本の保育には多くの問題が残っており、保護者の本当のニーズには応えられていないのが現状なのである。そこで、本研究では日本のみならず諸外国の保育の現状にも目を向け、制度やサービスの違いを捉えることにより、日本の保育施設や企業の育児サービスの現状を見つめ直しながら、現代を生きる保護者のニーズと実情について考察していく。

1 章 保育施設の現状

近年、女性の社会進出の拡大・都市化・核家族化などを背景として保護者の勤務状況が変わりつつある。以下の図で表すように年々共働きの世帯が増え、母親が専業主婦の家庭は減少している。子育ての不安を抱えながらも職に就かなければならない家庭が多く存在するのがこの社会の現状である。また、少子化が進む中で子ども達の育ちにとって必要な同年齢の仲間と遊ぶ機会の減少や地域の人々との交流の機会の減少などが挙げられ、幼稚園や保育園または小学校等の育児における施設に求められる保護者のニーズが多様化してきた。そこで、この章では現代社会の抱える保育施設の問題として取り上げられることを明らかにしていく。



内閣府男女共同参画局

お問い合わせ先：〒814-0198 福岡市城南区別府 5 丁目 7-1 中村学園大学短期大学部
幼児保育学科 橋本弘治研究室 mail:hashimot@nakamura-u.ac.jp

1.1 節 幼稚園・保育園の現状

育児において最も密接に関わっている施設として、まず最初に幼稚園・保育園が挙げられる。現状において乳幼児を我が子に持つ保護者も幼稚園や保育園に対する不安や期待を少なからず持っている事だろう。そこでこの節では現在幼稚園や保育園はどのような保育サービスを提供しているのかについて考えていく。

保育所への入所（条件）と待機児童の関連において、どの保育所に入所するかは、児童福祉法が 1997 年に改正されたことにより保護者が市町村に入所を希望する保育所を明記した申込書を提出することになっている。以前は市町村が決定していたことを考えると、保護者が我が子の通う保育所を決める自由を得る事が出来た事は、保護者の基本的なニーズに応えているといえる。しかし、現状として入所申請の握りつぶし、つまり、決定や却下もしないで保留とすることが公然として行われているなど申請権は必ずしも確立されているとは言えない。そして、定員などの都合により市町村内のどの保育所も入所する事が出来ない場合、乳幼児は待機児童となっているのが現状である。また、延長保育と保護者の勤務状況については、保護者の就労形態が多様化（例えば、深夜勤務やパート就労の増大）や少子化・核家族化などに伴う同年代や異年齢の仲間と遊ぶ場や機会の減少、地域の人々との交流の機会の減少などにより、延長保育や預かり保育の必要性が高まっている。保育所は厚生労働省の指針により、1 日の内 11 時間児童を預かるのが原則となっているが、半数以上の保育所がサービスを実施しているものの、例えば、休日の保育を希望する場合や保護者が病気等にかかり育児が困難な場合など様々な保護者の声に応えきれていない。よって、ベビーホテルや認可外保育所に預けることになってしまうのが現状である。さらに、保育（教育）内容と保護者の期待として保育所は単なる託児所の延長としてではなく、教育機関としての価値を問われている。その中で、保育所でも 0 歳児の排泄や食事等といった生活のリズムを整える目的や運動機能、絵画造形、音楽に親しむ事など小学校低学年で行われている教育に匹敵する事が求められている。

これに対して、幼稚園の現状としては保育園とは異なり、基本的に 3 歳から小学校入学前までの子どもを対象としている。開園時間も午前中のみとなっており、遅くても午後 2 時前後には終了しているのが通常である。しかし、最近では共働き世帯が年々増加し、保育時間の長い保育所の利用者が満員で待機児童が溢れている反面、幼稚園では定員割れが出てくるまでになった。そこで、殆どの幼稚園は共働き世帯のニーズに応える為に午後 5 時前後まで預かる「預かり保育」を園が実施している。

このように、保育所や幼稚園に求める保護者ニーズは多様化し、行政での対応では不十分となっている。また、地域のサービスやボランティアがあるものの、地域で保育サービス格差が広がりがつつあるのが現状である。

1.2 節 認定子ども園への推移

幼稚園・保育所は、元々対象とする利用者の年齢層が重複していること、また、保育ニーズの多様化や経費削減などの面から現在は幼稚園と保育所の統合「幼保一体化」が言われており、施設を共有したり催しを共催したりしている。そこで、認定子ども園という新しい施設ができた。これは、幼児教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設であり、幼稚園・保育所等のうち就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行うといった機能を備え、認定基準を満たす施設は都道府県知事から「認定子ども園」の認可を受けることができる。認定子ども園の制度化の背景としては、現在の保育所・幼稚園の利用対象が保護者の就労の有無が関係している為、保育所の待機児童が増加している一方、幼稚園の利用児童は 10 年で 10 万人も減少したことや少子化が進む中、保育所・幼稚園が別々では子どもの育ちにとって大切な子ども集団が小規模化していることなどが挙げられる。この為、認定子ども園は様々なニーズに対応する

べく4つのタイプに分けられている。

1つ目に「幼保連携型」がある。これは、認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定子ども園としての機能を果たすタイプである。2つ目の「幼稚園型」は認可幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定子ども園としての機能を果たすタイプである。3つ目は認可保育所が保育に欠ける子ども以外の子どもを受け入れるなど幼稚園的な機能を備えることで認定子ども園としての機能を果たす「保育所型」、最後に、「地方裁量型」という幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定子ども園として必要な機能を果たすタイプがある。しかし、認定子ども園には様々な問題が生じている。

本来、幼稚園と保育園には運営上非常に調整の難しい差異がある。例えば、教室的発想を持った幼稚園の保育室と生活の場としての保育園の保育室といった施設設備の違い、カリキュラムの保育内容・保育活動の違い、また、保育組織・保育時間・保育料の違いや園児募集の条件の違い等が挙げられる。それだけでなく、教育の場である幼稚園に必要な幼稚園教諭の人数と生活の場である保育所に必要な保育士の人数には違いがある。認定こども園の職員配置は、0歳から2歳までが保育所と同様の体制、3歳から5歳までは学級担任を配置し、長時間利用児には個別対応が可能な体制をとっている。例えば、3歳以上の児童で幼稚園と同様に1日4時間程度で利用する児童には35人に1人以上の職員がつく。しかし、3歳以上で4歳に満たない児童で保育園と同様に、1日に8時間程度利用する児童には20人に1人以上の職員が付くことになっている。しかし、長時間の集団生活を余儀なくされている保育園児にとって現行の最低基準では満足な保育を提供することが出来ないのが現状である。

1.3 節 学童保育の取り組み

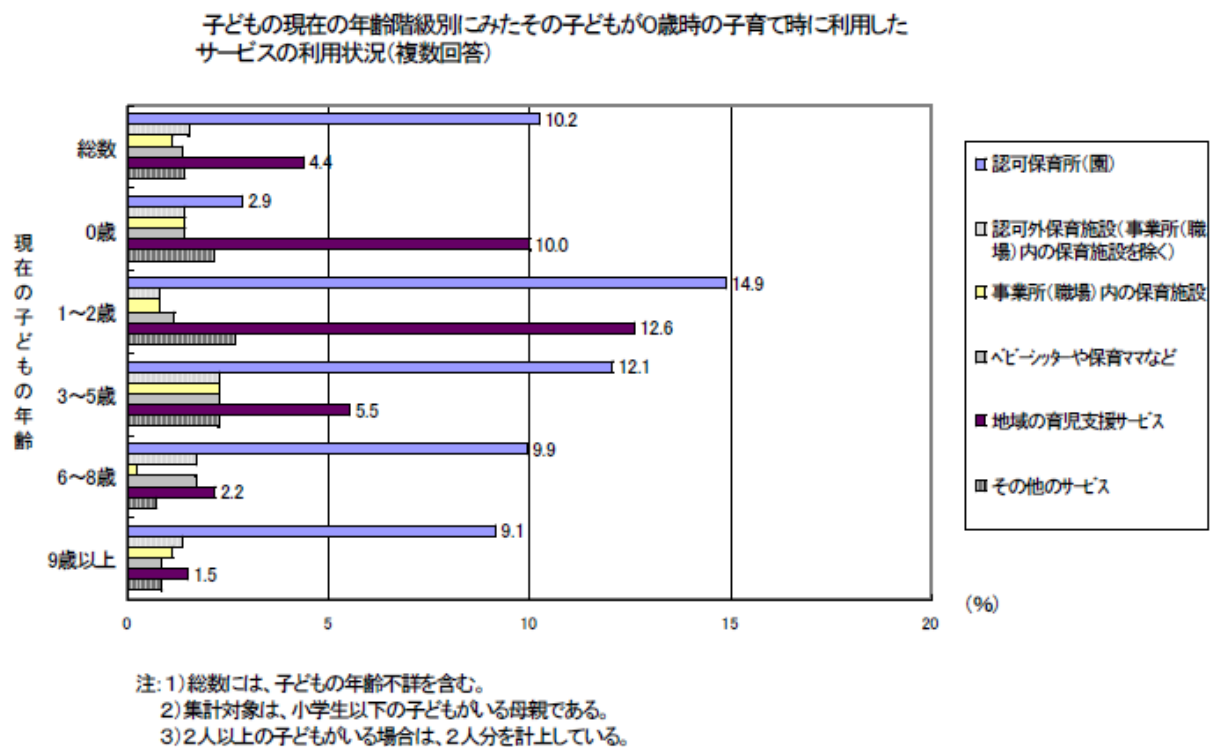
育児に関わる保育事業として幼児だけでなく児童を対象とし、現代社会が取り組んでいるのが学童保育である。学童保育とは、日本において保護者が労働等により昼間に家庭にいない小学校の児童に対し、放課後や長期休暇中に保護者に代わって行う保育を指している。戦前より共働きの家庭や一人親家族の増加、女性の社会進出や核家族化の進行により幼稚園や保育園だけでなく小学校でも学校外における教育の受け皿として新たな保育需要が高まる中、学童保育は保護者の代わりに指導員や学年の異なる大勢の友達と時を過ごすなどその多くは一般の家庭と変わらない生活・活動をしている。また、構成している児童や指導員がずっと変わらないことで児童の安心感も大きく、第二の家庭としての役割も担っている場合もあり、子ども達にとって学童保育とは大きな役割を持ち、保護者のニーズも多くなっている。しかし、事業基盤が不安定であり運営基準の明確化・財政基盤の安定化・指導員の身分の安定化、さらに、待機児童の問題も今後の課題として残っている現状である。

保護者ニーズの一例として、学童保育は高学年の児童は利用が出来ないということが挙げられる。今現在、児童福祉法 第六条の二 第12項では放課後児童健全育成事業（学童保育）とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、かつ、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいうことと示している。但し、高学年と低学年の子を持つ保護者にとって十歳以上の児童は利用できないことは大きな不満の1つだ。

共働き家庭や一人親家庭が増加する中で、学童保育の必要性が見直され、国や地方自治体も設置に動き、入所する児童も急増しているが未だ間に合っておらず、学童保育の設置が一カ所もない市町村は約三割に及んでおり、小学校数と比較した学童保育の設置率は六割にも届かない。1997年に改正児童福祉法が成立し、学童保育が法制化されたのにも拘らず、まだ歴史が浅い為に多くの保護者ニーズに応えきれていないのが現状である。

2 章 企業や育児サービスにおける現状

小学生以下の子どもがいる母親に、その子が「0 歳時」「1・2 歳時」「3 歳～小学校入学前時」に利用した子育て支援などの育児サービスについて平成 15 年に厚生労働省が行った調査によると、子どもが 0 歳の時の利用状況では認可保育所が 10.2%と最も高く、次に地域の育児サービスが 4.4%となった。また、子どもの年齢別では 1・2 歳が最も多く、年齢が高いほど利用率は低下している。このことは、近年「0 歳児保育」や「地域の育児支援・育児サービス」の利用が増加傾向にあることが窺える。そこで、この章では様々な育児サービスについて調査し、その現状を見ていく。

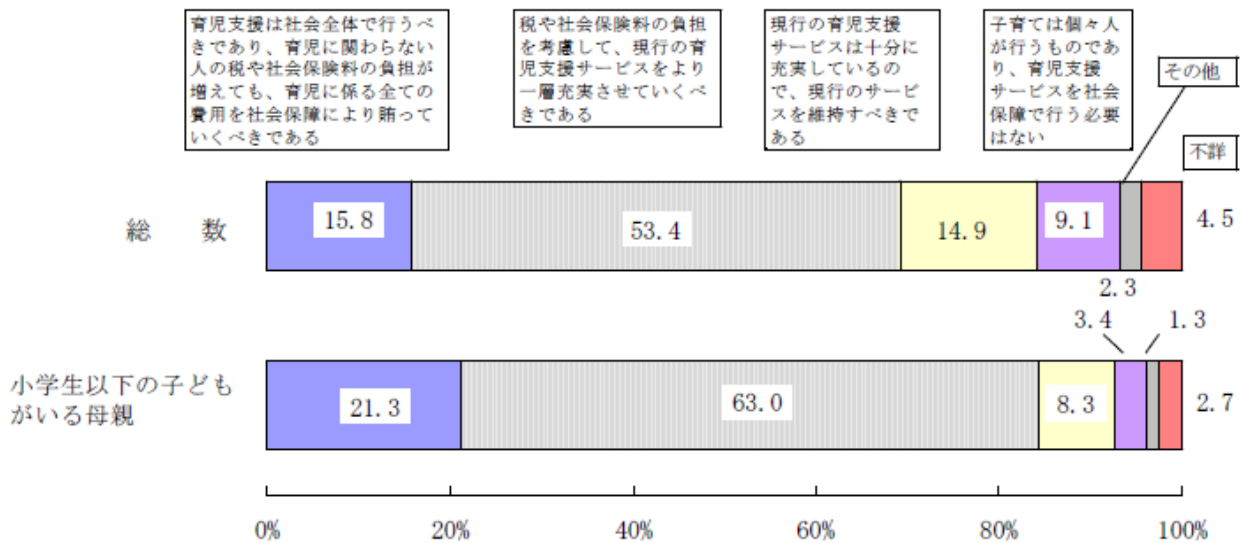


平成15年社会保障に関する公私機能分担調査報告書
 厚生労働省政策統括官付政策評価官室

2.1 節 産休と育児休業の現状

産休とは産前産後休業のことであり、妊産婦が母体保護の為に出産前及び出産後において取る休業の期間である。産前の休業については、労働基準法 65 条 1 項により使用者は 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない期間であると示している。そして、産後の休業については労働基準法 65 条 2 項より産後 8 週間を経過しない女性を就業させる事が出来ない期間である。但し、同項但書により産後 6 週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障はないと認めた業務に就かせるのは差し支えないとされている。この場合の「出産」には妊娠第 4 月以降の流産、早産及び人工妊娠中絶、並びに死産の場合も含む。また、同法 19 条 1 項よりどちらの休業においても雇用者は休業期間中とその後 30 日間は当該労働者を解雇してはならないと示されており、違反した場合は 6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられる。産休は正規雇用の者だけでなくパートタイマーなどであっても請求すれば取得することが出来、仕事を抱えながらも子どもを持ちたい女性にとって必要な制度の 1 つである。但し、産休を取得する際の問題

育児支援サービスのあり方



平成15年社会保障に関する公私機能分担調査報告書
厚生労働省政策統括官付政策評価官室

点は休業期間中の賃金の支払いについてである。これは、労働法に規定が無くそれぞれの労働契約の内容や労使で話し合っ決めてられているか、ほとんどが支給されず、支給されたとしても減額されているのが現状である。そこで、この問題を解消する為に健康保険法の保険給付である「出産育児一時金」が平成18年10月より出され、「出産手当金」が平成19年4月より改正された。出産手当金とは産休中に会社から支給されない、または、減額された場合に産前の[標準報酬額]×(2/3)×[産休日数分]を限度に支給される制度であり、出産育児一時金とは子ども1人につき35万円支給される制度である。しかし、どちらも健康保険に1年以上継続している被保険者であることが条件となっており、会社の保険が国民健康保険の場合受け取る事が出来ない(夫の健康保険加入も不可)という問題点も含んでいる。さらに、2007年の4月以降に退職後の出産手当金が廃止され賃金について厳しい状態となっている。

これに対して、育児休業とは子を養育する労働者が法律に基づいて取得出来る休業であり、産休と違って取得する者の男女は問わない。また、子が実子であるか養子であるかも問わず、家族等で世話の可能な者がいてもそれに関係なく取得可能である。期間としては、子が1歳に達する日までの間で労働者が申請した期間を基本とし、保育所に入所希望だが入所出来ない場合や養育する予定であった配偶者等が死亡、疾病の事情により子を養育する事が困難になった場合は子が1年6ヶ月に達するまでの間となっている。つまり、基本的に育児休業は1歳に満たない子を養育する者が対象である。また、育児休業を取得するには同一事業主に引き続き1年以上雇用されている事、子が1歳に達する日を越えて引き続き雇用される事が見込まれる事が条件とされる。但し、規定として育児休業中に解雇やその他不利益な取り扱いをしてはならないことや小学校就学前の子を養育の為に休業を請求した場合には勤務時間の短縮などの措置がとられるようになっている。しかし、産休と同じように期間中の賃金についての規定が無く、給与は支給されないか減額されているかのどちらかである。それを補うものとして育児休業給付制度があり、育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金の支給を受ける事が出来る。基本給付金は休業開始前の30%、職場復帰給付金は休業開始前の10%の相当額が支給されるがどちらも支給条件があり取得の困難な者が多くいるのが現状である。

産休においても育児休業においても一見制度が充実しているように見えるが、実際はそうではない。休業した為に会社の業績があがっていない・技能が低下している、あるいは、就労していた人と比較して技能が向上していないなどの実質的遅れを指摘されることで、会社に居辛くなり退職を考える人や2人目の出産を悩んでいる人も大勢存在する。現状として、労働政策研究・研修機構が2007年2月に公表した「仕事と家庭の両立支援にかかわる調査」によると、育児休業制度を利用した男性社員が過去3年間で1人もいないということが明らかになっている。このように、様々な制度の充実とは反して十分に活用出来ていないのが現状なのである。

2.2 節 託児所

託児所とは、親が働きにでている間、乳幼児を預かって子どもの世話をするところで、無認可保育所のことである。認可保育所は仕事に就いていることが利用する為の条件になっているが、託児所にはその規制はなく、仕事以外で子どもを預ける必要がある場合でも利用ができる施設である。例えば、保護者の買い物や習い事の一時だけ子どもを預けることが出来、金額も15分単位や30分単位という短い時間で設定され、料金も手ごろなので利用者にとってはとても便利な施設である。託児所は無認可の施設ではあるが、保育室・遊戯室・調理室の設置や面積などの「児童福祉施設最低基準」の一部が満たないだけで多くの託児所がしっかりとした教育方針を立てて運営・保育をしている。

最近では働く女性を支援する目的で託児所を併設する企業が多くある。企業内託児所だけでなく病院内託児所など、そこで働いている人の為の託児所を設けているところが増加してきている。2006年度の内閣府の調査によると、女性の7割が第一子の出産と共に離職していることが明らかになった。そこで、政府は2007年度に働く女性が仕事と子育てを両立できるように事業所内に託児所を設けている中小企業を支援する為、施設費用を低金利で貸し出す少子化対策融資制度を創設する方針を固めた。

このように、企業や行政の託児所を重視した対応により、今後、様々なサービスや就業先を選ぶポイントとして「託児所併設」が重要なポイントの1つになることが予想されている。

2.3 節 保護者ニーズに対応する企業の育児サービス

子供を持つ世帯が求める保護者の育児サービスについて、多様化するニーズに企業が対応していく為、託児所の配置だけでなく、勤め先の就業時間・労働時間シフトの多様化、通勤時間の確保など保護者の勤務時間への配慮や低年齢児保育・延長保育・病児保育などを設けるなどのサービスが求められ、取り入れられるようになってきている。企業での育児サービスの内容は大企業ほど充実しているが、一方、満足・理解度が高いのは小規模企業である。また、「今後導入してほしい制度」として企業規模の拡大と共に「在宅勤務」「事務所内保育所」を望む声が大きくなり、規模に関わらず「育児サービス利用料の補助」のニーズは高くなっている。また、一章でも述べたように妻が出産後も共働きを続ける夫婦が増加傾向にあり、多様で利用しやすい更なる保育サービスの充実が求められている。

現代の問題として、核家族化や転勤などが理由で子育ての悩みや不安を身近に相談できる人がいない保護者も多い。企業で賄いきれない保護者ニーズに対応して地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図る為、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、加えて、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導や子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした「地域子育て支援センター」が各地域に設置されている。ここではコミュニケーションの場を設け、育児についての相談、子育てサークルなどの育成・支援、ベビーシッターの情報提供などを行っている。しかし、平成5年に事業が創立されたばかりで平成15年の時点では全国に2500ヶ所の実施に留まっている。

3 章 保護者の実情

日本における保育施設としては、幼稚園・保育所・託児所などが主であり、子どもを預けられる施設が限られている。施設が少ない為にサービスの需要ばかりが増加し、延長保育・預かり保育・待機児童などの問題が浮上してきている。一方、諸外国に目を向けると、保育施設だけでなく家庭的保育が中心であり、地域でも保育に対する取り組みが行われている。

そこで、この章では両者の政策やサービスについて、良い点と問題点を見比べ、これからの日本の保育サービスを保護者の実情に対応したより良いものへと変えていく上で何が必要であるかについて考察していくことにする。

3.1 節 保育施設に求める保護者の声

現代社会において、女性の社会進出が進み、夜勤や不規則な勤務時間での労働が増加していることを 1 章で述べてきた。育児をしながら仕事も続けたい母親にとって保育施設選びは慎重になる。しかし、保育施設選びの相談相手がなければ情報には限界があり、また、情報が無い為に自分（保護者）の母園を選ぶ保護者もいる。勿論、母園を選ぶことは悪い訳ではないが、様々な面を含めて保育施設選びは多くの保護者を悩ませる。例えば希望の幼稚園を見つけたとしても自らの勤務状況により遅くまで預かってくれる保育園を選ばざるを得なかったり、最初は幼稚園に通わせていたが兄弟が多くなることで低年齢児を預ける為に兄弟別々の幼稚園・保育園に通わせるといった事例が存在することが実情である。

現代の深刻な問題として待機児童が挙げられ、仕事をしたいが保育所や幼稚園に空きが無く、キャンセル待ちをしているが、1 年待っても園から答えが返って来ないことも珍しくは無い。少子化が進む中ではあるが、認可のある保育施設に入園させることが狭き門となり、もっと保育施設を増やして欲しいという声が上がっているのが現状である。保護者の多くは認可保育施設に子どもを入園させたいと考えているが、休日などの一時保育・緊急時の保育をして欲しいという声も増えている。そうすると一時保育を低料金で行っている無認可保育施設に預けるという手段もあるが、安全面や保育者の人数にも認可の施設と比べて条件を満たしていない部分があるので保護者の不安は募っていく一方である。

保護者の願いとして、仕事を続けたいから子供を保育所に通わせたいと同時に保育所に通わせたいから仕事を続けたいという思い、また、保育者の人数が比較的少ない無認可の施設よりもある程度多くの保育者がいていろいろな人に子どもを育て・観て欲しいという声がある。子供を持つ親にとって保育施設は親以外にしか育てられない部分を育てる重要な機会となり、よって、これからの保育施設に期待が高まっている。

3.2 節 諸外国の保育サービス

ここでは、諸外国の保育サービスの現状について見ていくことにする。前節で述べたように日本では待機児童が問題となっている。しかし、スウェーデンではこの待機児童を解消していると言われている。スウェーデンはヨーロッパの主要国で最も充実した保育サービスを提供している国のひとつであり、保育サービスは我が国の市町村に相当するコミューン（地方政府）が所管している。具体的には、5 歳までの子どもでは保育所で 35.2 万人、家庭型保育等で約 3.3 万人（いずれも 2003 年）がそれぞれ保育サービスを受けており、これは 1 歳から 5 歳までの 82% と非常に高い割合となっている。但し、スウェーデンでは 0 歳児保育は殆ど見られない。それは、1 歳位までは育児休業の取得や短期間勤務で対応することを前提としているからである。また、個別保育として「ファミリー・デイケア」がコミューンの責任の下で実施されており、これは最寄りの場所に保育所が存在しない場合等に保育所の機能を代替する等の役割も果たしている。こう

した様々な保育サービスの充実が仕事と家庭の両立を現実的なものに行っているものである。

次に、フランスでもフルタイムで働く女性が多く、こうしたニーズに応える為に保育サービスが提供・利用されている。まず、「CRECHE」と呼ばれる3歳未満が対象の保育所がある。CRECHEには約18.2万人が入所しているが、3歳未満の人口約227万人に対する割合は8.0%に留まっており（2002年）、この保育所サービス提供体制は十分ではないと言える。この他にも一時託児所や2歳から入所できる保育学校があるが、CRECHE同様に利用割合は低調である。一方、フランスでは在宅での保育サービスが発達しており、その代表が「認定保育ママ」である。これは在宅での保育サービスを提供する者で一定の要件を備えた者を登録する制度であり、県政府への登録者数は34.2万人にも上り、この認定保育ママがフランスの保育需要の約7割を担っているとされている。認定保育ママはその利用者が雇用する形態で賃金や社会保険料を負担する。但し、この費用については「乳幼児迎え入れ手当」から6歳未満の子どもの保育費用（認定保育雇用の賃金の一部と社会保険の使用者負担等）が補助されている。このようにフランスでは家庭的な保育サービスが中心となっている。

これに対して、保育サービスの整備が低い水準に留まっているのがドイツである。保育園の定員は2002年で約19.0万人であり、3歳未満児約223.3万人の8.5%に留まっている。地域的には旧西ドイツ地域を中心に遅れており、ノルトライン・ヴェストファーレン州やバイエルン州等で保育所の利用者の割合はこの2州で2.1%と全国平均を大幅に下回っている。一方、旧東ドイツ地域では保育所の利用率は全国平均を大幅に上回っている。その背景として3歳までは育児休業があり、これを利用すれば十分という考えがあるからである。また、子どもの保育は家庭で母親が行うという考えが旧西ドイツ地域を中心に依然として強く、更に、保育料も高い為に利用者が限られること等が挙げられる。加えて、在宅保育サービスとして存在する保育ママ（ベビーシッター等）については全国的な制度として認められたものではなく、認可も資格も不要である為に実態を把握するのが困難であるが、料金が為に利用できる親は限られると言われている。そして、日本と同様にドイツにおいても幼稚園制度も存在しているが、保育は半日制となっており、給食サービスも無い場合が殆どであり、これが母親のフルタイム就業を困難にさせている現状に繋がっているのである。

イギリスもドイツと同様に保育サービスの整備が遅れていたが、近年、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」政策の一環で保育サービスの充実が図られつつある。但し、未だ供給が少ない状態にあり、現状としてはイギリスでの保育所の定員は28.5万人、個別保育者による保育の定員も30.5万人であり、これらは5歳未満の子ども約348.6万人の約17%に相当する水準に過ぎないことも事実である。

以上のように、諸外国では充実した保育サービスを提供している国や更なる改善を要する国があり、両者において様々な政策や問題点が見えてくる。しかし、形は千差万別ではあるが、保育は世界中で行われており、様々な国の苦難や創意工夫を参考にして、日本の保育サービスをより充実したものへと変えていく為に考え続けていくことが重要なのである。

まとめ

少子化と言われている中、女性の社会進出や共働きの夫婦が増加している現状にある。その結果、保育施設や保育サービスの需要は増加し、様々なニーズに応えていくことがこれからの保育に求められている。また、保育時間の延長や安心・信頼のできる保育の提供といった基本的なことから、教育機関としての価値や保育者の充実等、利用者が求める保育サービスは多様化し、利用者が子どもにとって良い保育サービスや保育施設を選択する傾向が強くなっている。しかしながら、これが待機児童問題を引き起こしていることも事実であり、利用者と子ども達が共に満足

する為の様々な対策を提供していくことがこれからの保育業界での鍵となっていくであろう。今はまだ利用者の声に応えることは難しい部分もあるが、子ども達を守る為、安心して子どもを産むことのできる社会を実現する為、当事者だけでなく国や地方自治と協力し合うことが重要であり、世界の様々な取り組みを参考にしながら、誰もが今後の保育施設や保育サービスの在り方を考え、保護者のニーズに応えることの出来るより良い保育の提供へと社会全体で努力していくことが大切なのである。

おわりに

この論文は中村学園大学短期大学部 幼児保育学科 橋本弘治研究室において2008年から2011年に作成した卒業研究論文です。当研究室では卒業研究論文集を「幼児保育」と中村学園の学園祖 中村ハル先生の遺訓「努力の上に花が咲く」を組み合わせ「中村学園大学短期大学部「幼花」論文集」（以下、「幼花」論文集と記す。）と名付けております。但し、これは中村学園大学短期大学部としての正規の発行物ではありません。「幼花」論文集は当研究室にて作成した卒業研究論文の論文集です。

卒業研究論文は2008年より当研究室のホームページにて概要のみを公開しておりました。また、「幼花」論文集は卒業生への配布を目的として、基本的には非公開を前提として、パスワード保護により当研究室のホームページよりリンクしておりました。但し、個別にお問い合わせを頂いた教育・研究機関の関係者にはご理解頂いた上でお渡ししております。

この度、2018年8月現在においてパスワード保護が何らかの理由で解除され、「幼花」論文集が一般公開されている事実を確認いたしました。この事実に関しまして、ホームページを公開する者として管理不行き届きがありましたことを心よりお詫び申し上げます。

これまでリンク元である当研究室のホームページより論文へアクセスされた方はご理解された上でご覧いただいていると思いますが、それ以外の経路により直接論文へアクセスされた方には誤解を生じる論文集の名称であることから、この度、この文面を「幼花」論文集のすべてに追記することにいたしました。また、これまで卒業生への配布と総合演習（卒業研究）発表会での使用を前提としておりましたので、著作権表示として「中村学園大学短期大学部」と表記しておりましたが、「お問い合わせ先」と変更しております。尚、「幼花」論文集の詳細についてはリンク元である当研究室のホームページをご覧ください。

<http://www.nakamura-u.ac.jp/~hashimot/members/members.html>

「幼花」論文集は保育・幼児教育を中心として、保育者を目指す学生が真摯に取り組んだ卒業研究の成果集です。当研究室としましては、この「幼花」論文集が教育・研究をはじめとして、子ども達を取り巻く環境改善の一助となることを希望しております。

上記をご理解の上、本文をご覧くださいますようお願いいたします。

2018年8月8日
中村学園大学短期大学部
幼児保育学科 橋本弘治